

## 会 議 録

会 議 名	2025 年度第 4 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	2026 年（令和 8 年）3 月 17 日（火） 午後 6 時から午後 7 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 城野 沙織委員、間瀬 達文委員、枘田 弘子委員、 広瀬 元光委員、長坂 友彦委員、後藤 知西委員 （欠席委員 1 名）
	事務局	日高町長（答申時出席）、三宅インフラ整備部長、 中嶋まちづくり部兼インフラ整備部技監、 横山水循環管理課長、田中水道サービス課長、 浅田課長補佐兼配水給水係長、新美上水道係長、 岡戸下水道係長、唐鎌主事、下谷主事
議 題	水道料金の適正化について	
傍聴者の数	2 名	
審 議 内 容	1 水道料金の適正化について	
備 考		

## 審議内容

資料による説明後の質疑・意見等は以下のとおり。

### 【質疑・意見等】

#### ○会長

事務局より、前回の審議会で要検討事項となっていた固定費の配分について説明があった。各委員より意見等あれば伺う。

### 【出席委員意見なし】

#### ○会長

答申案の内容については、前回の審議会で各委員からいただいた意見である、水道事業の経営や事業運営に関してわかりやすい形で広く住民等に周知すること、耐震化や老朽管の更新を計画どおり確実に実行していくこと、また業務の効率化のために広域化やスマート水道メーターの導入を図ること等が「3 附帯意見」に記載されている。

「(3)基本料金」については、基本料金と水量料金の構成割合を現在の10:90から23.5:76.5とすることが妥当とされている。これは、現時点での様々な要素を考慮した結果として導き出された割合であり、この割合が今後の料金改定においても絶対的な根拠を持つものではないということである。

また、「(4)今後の料金改定に関すること」に記載のとおり、今回の水道料金適正化に向けた審議会は今年度で終了となるが、今後も随時審議会を設置し、現行料金の妥当性について検討を続けるようお願いしたい。

答申案を確定させた段階で、後ほど町長へ答申する。

#### ●事務局

事務局としても随時現行料金の妥当性について検討することの必要性を感じている。特に、受水元である愛知県水道事業の経営及び料金改定の動向に注視し、本町水道事業の今後の料金適正化や財政計画について随時判断していく。

#### ○会長

各委員より意見等あれば伺う。

### 【出席委員意見なし 答申確定】

#### ○会長

今回、町長からの諮問に応じて答申を行うが、最終的な判断は町長や議会が行う。答申どおりにいくとは限らないが、審議会で出た意見として町長へ

答申する。

【町長入室】

○会長

「水道料金の適正化」について、2025年8月4日付け7東水道第1307号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果を答申する。

●町長

昨年8月に諮問させていただいた「水道料金の適正化」について、皆様には4回にも渡りご審議をいただいた。本日、いただいたご意見を踏まえ、本町水道事業の持続可能な経営への取組をより一層進めていく。

昨年度の「下水道使用料の適正化」に引き続き、委員の皆様には、ご協力感謝する。

●事務局

当審議会の委員の任期は、8月19日までの2年間としている。2年間に渡り開催された審議会であるが、本日の答申をもって一旦終了となる。

委員の皆様には、2年間に渡る審議会でも多くのご意見をいただいた。

事務局の運営において至らない点があったかと思うが、皆様のご協力に感謝する。

○会長

以上で審議会を終了する。